

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料(基準適合認定申請)

分類				基準適合認定申請	
適合証あり (注1)	一戸建て住宅			5,100	
	一戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	9,700	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	21,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	81,000	
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	9,700	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	16,700	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	27,100	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000	
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	161,000	
	当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	201,000			
	適合証なし (注2)	一戸建て住宅	性能基準 (注3)	当該部分の床面積の合計が200㎡未満	34,400
				当該部分の床面積の合計が200㎡以上	38,400
モデル住宅法 (注4)			当該部分の床面積の合計が200㎡未満	17,700	
			当該部分の床面積の合計が200㎡以上	19,100	
仕様基準(注5)又は 誘導仕様基準			当該部分の床面積の合計が200㎡未満	17,700	
			当該部分の床面積の合計が200㎡以上	19,100	
一戸建て住宅 以外の建築物		住宅部分	性能基準 (注6)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	69,100
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	116,000
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	196,000
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	281,000
			フロア入力法 (注7)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	33,100
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	58,000
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	104,000
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	157,000
	仕様基準又は 誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	33,100		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	58,000		
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	104,000		
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	157,000		
	非住宅部分	モデル建物法	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	87,100	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	110,700	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	145,700	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	235,700	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	309,000	
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	371,000	
当該部分の床面積の合計25,000㎡以上		435,000			
標準入力法等		当該部分の床面積の合計が300㎡未満	227,100		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	284,400		
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	367,100		
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	523,700			
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	646,000				
当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	763,000				
当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	871,000				

注1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が別に定めるものが提出された場合

注2 (注1)以外の場合

注3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準

注4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

注5 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準

注6 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準又は同項第3号に定める基準

注7 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

※ 詳細は「新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例」をご参照ください